

## かわさき区子育てフェスタ実施要領

### (目的)

第1条 地域包括ケアシステムの推進に向けて、川崎区の世代を超えた交流により暮らしやすく、子育てしやすい地域づくりを目的としてかわさき区子育てフェスタ（以下、「フェスタ」という。）を実施する。

### (実施内容)

第2条 フェスタは、区民、関係団体及び行政が協働して次の事業を行う。

- (1) 子育てや障害者、健康づくり等のグループ、関係団体の交流と連携の強化
- (2) 世代を超えた区民の交流
- (3) 地域の子育て情報や健康情報等の普及・啓発
- (4) その他子育て支援や健康づくり等に必要な情報の普及・啓発

### (実施)

第3条 フェスタは、原則として各年度1回開催する。

### (実行委員会の設置)

#### 第4条

- (1) フェスタの実施主体は、かわさき区子育てフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。
- (2) 実行委員会は、フェスタの開催に係る企画、運営、実施、評価等に関する事項を行う。
- (3) 実行委員会の委員については、区内で子育て支援を行っている関係団体及び公募による市民、その他区長が特に認めた者に就任を依頼するものとする。
- (4) 委員の任期は、各年度のフェスタの実施報告等関連業務が終了するまでとする。
- (5) 実行委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により定める。
- (6) 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- (7) 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (8) 必要に応じ、実行委員会に専門部会を置くことができる。

### (実行委員の公募)

第5条 実行委員の公募については、かわさき区子育てフェスタ実行委員公募要領に基づき行うものとする。

### (事務局)

第6条 フェスタの事務局は、川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保

健所支所) 地域ケア推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会の協議によって定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。